

児童手当の現況届の提出期限は6月28日(金)です

児童手当を受けている人が、引き続き手当を受給するためには、毎年1回、現況届の提出が必要です。対象となる人には、6月上旬までに現況届の用紙を送付しますので、忘れずに提出してください。

※現況届を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなります

※平成25年1月2日以降に村上市に転入した人は、児童手当用の所得証明書(平成25年度)が必要になります

※昨年度から所得制限が適用されています。詳しくは現況届に同封されるパンフレットをご覧ください

○児童手当の受給手続きをしていない人へ

児童手当は、中学校3年生までの児童を養育している世帯の生計中心者に支給されるもので、受給するには手続きが必要です。対象となる場合でまだ手続きをしていない人は、市役所本庁または各支所地域福祉課の窓口で手続きをしてください。児童手当は請求した月の翌月分から支給となります。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑 ・請求者名義の通帳かキャッシュカード ・請求者の保険証
- ・その他必要に応じて提出していただく書類があります。

●問い合わせ

福祉課子育て支援室 ☎53-2111 (内線246)

荒川支所地域福祉課 ☎62-3104 神林支所地域福祉課 ☎66-6113

朝日支所地域福祉課 ☎72-6887 山北支所地域福祉課 ☎77-3113

日本海東北自動車道

荒川バスストップ完成

●問い合わせ 都市整備課整備室 ☎53-2111 (内線522)

荒川地区金屋地内で整備を進めていました日本海東北自動車道(日東道)の高速バス専用バス停留場(荒川バスストップ)が、完成しました。

これまで新潟方面へは、国道7号から荒川胎内ICを經由して運行していましたが、荒川バスストップの完成により、神林岩船港ICを經由して運行することになります。

新潟方面への移動時間の短縮が図られ、利便性が向上しますので通勤・通学やお出掛けの際などにご利用ください。

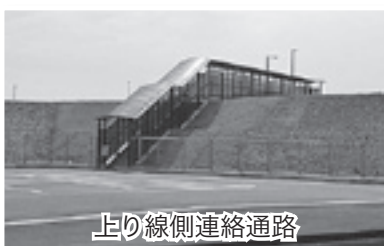
なお、運行ルートや運行時間などは、高速バス運行事業者(新潟交通観光バス村上営業所 ☎53-4161)までお問い合わせください。



待合室(上り線側)



待合室(下り線側)



上り線側連絡通路



【位置図】



【拡大図】

